★事前確認の受付は2022年5月26日(木)15時(必着)までです。郵送の場合は特にご注意ください。

【宛先】松本商工会議所安曇支所行き <u>FAX:94-2730</u>

□ 法人(法人番号) →

□ 個人事業者等(事業所得)

会員

の由告

事業形態 (1つ選択)

- ◎ FAXをお持ちでない場合の郵送先 〒390-1501 松本市安曇209-1 松本商工会議所 安曇支所
- ◎ FAX、郵送の際は、行き違い防止のためお手数でもご一報ください。 TEL:94-2354、受付時間:平日9時~17時

事業復活支援金 事前確認チェックシート兼依頼書

□ 当事業所は松本商工会議所会員(又は松本商工会議所に登録のある特定商工業者)です。

※ 会員加入期間が1年未満の場合は、今後の予定として会員加入期間が1年以上となることが必要です。

□ 個人事業者等(主たる収入が雑収入・給与所得)

※ 非会員であった場合は当所からご連絡致します。ご不明な場合はお電話でお問合せ下さい。

- 一時支援金又は月次支援金を受給している場合には、原則として改めて事前確認を行う必要はありません。
- 以下の必要事項をご記入し、確認した項目の口にレ点を入れ、FAX 又は郵送でご提出ください。
- 本依頼書を受信後、内容の確認がとれ次第、当会議所から代表者の方にお電話でご連絡致します。

法人名 又は屋号						
代表者		代表者生年月日	西暦	年	月	日
住所	Ŧ					
電話番号		FAX 番号				
◎ 事前にイ	※情報は支援金の事 ンターネット上で仮登録した際に発番された申請				以外には使用	しません。
申請ID	С	ID取得時に登録した電話番号	·			
以上滅の (需① 1請国ン消海コ □ 3(4) 3 (6) 5 (6) 6 (7) 6	2コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事かしており、以下①~②からその理由を選択減少による影響)や地方自治体による、自社への休業・時短営に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を活きの延期・中止に伴う、自らの財・サービ、費者の外出・移動の自粛や新しい生活様式へら外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴うロナ関連の渡航制限等による海外渡航客や訪人消費機会の減少客・取引先が上記①~⑤のいずれかの影響を会	(1つ以上) し 業やイベント等 会の減少 理由として消費の の移行にの財子・サ 自らの旅行で 日外国人旅行客	申告しますの延期・中」 ・・取引先が、機会の減少自らの財・・ナービスの海	上その他の 行う休業・ サービスの 外現地需 う、自らの	ウコロナ対 時短営業 個人需要 の減少 り財・サー	策の要 やイベ の減少 ビスの

(供給の制約による影響)					
□ ⑦コロナ禍を理由とした供給減少	や流通制限に伴う、	自らの財・サービ ス	スの提供に	業務上不同	丁欠な財
サービスの調達難					
□ ⑧国や地方自治体による休業・時	短営業やイベント等	の延期・中止その	他のコロコ	ト対策の要詞	清に伴う
自らの財・サービスの提供に業				7 7714 - 7 74	
_			・レフの	+日 /# 1 - ** 34	
□ ⑨国や地方自治体の就業に関する)コロア刈束の安請に	.1千フ日らの財・カ	ーしへの	佐伏 ・未符	江个可久
な就業者の就業制約					
□ 2. 新型コロナウイルス感染症影響	を受け、自らの事業	判断によらずに売	上が減少	していたと	しても、
象月の売上が基準月と比べて 30%	以上減少しなければ	(申請特例を用い	る場合は、	その該当	要件を満
さなければ)、復活支援金の給付要				•	
□ 3. 対象月の売上が基準月と比べて			千古垤全/	7部1年・日内	めが亚虫
ない理由により売上が減少してい					
・復活支援金の趣旨・目的に基づき		の他の確定甲告の	基礎となる	る書類により	り催認さ
る売上が減少していることが必要	である。				
・新型コロナウイルス感染症影響と	は関係なく対象月の	売上が減少してい	る場合、ӭ	事業活動に	季節性が
るケース(例:夏場の海水浴場)	における繁忙期や農	産物の出荷時期以	外など、i	通常売上を行	得られな
時期を対象月とすることで売上が	減少している場合、	売上計上基準の変	更又は顧っ	客との取引	時期を調
している場合、行政機関の要請等	に基づかない自主的	な休業や営業時間	の短縮又し	は法人成りま	若しくは
業承継の直後等の単に営業日数が					
□ 4. 事業を実施していない、サラリ			-	ዽ付対象で1	+ #: 1.7.
を認識している。	() () // // // /	、丁工可16、反/11.	又」及业リル	יין אינינום	A, Q U · C
_	必用はしして口山美	な の ナフ サ ・「TL:	·^	Γ 	. гөт
□ 5.「公共法人」、「風営法上の性風			一回14]、	「示叙法人」	、「恭刀
を排除していない事業者」は給付			- 400.44		
□ 6. 今後、事業を継続及び立て直し				-	
組を対象月以降に継続的に行って	いない場合(廃業又	は破産等を予定し	ている場合	合等) は、	給付要件
満たさないことを認識している。					
□ 7. 復活支援金の申請に際して、「	事業に関する書類(確定申告書、帳簿:	書類、通	長)その他の	の中小企
庁又は事務局が定める証拠書類等	」は7年間保存する	義務があり、また	、当該書類	領等その他₹	事務局が
要と認める書類等を事務局等から	求められた場合に速	やかに提出する必	要がある	ことを認識	えしている
□ 8. 復活支援金の不正受給又は無資	格受給を行った場合	や書類の保存義務	提出義務	§を遵守しフ	なかった
合、事務局等の調査に応じなかっ	た場合、宣誓・同意	書に違反した場合	には、復済	舌支援金の	受給資格
失い返還等の義務を負うなどする					
て返還する義務を負うこと、氏名					7-11 C //I
_					
□ 9. 代表者又は個人事業者等本人な			_		* <i></i> :
□ 10. 上記内容とあわせ、経済産業	:自「争耒復店文援金	の計価について」	をホーム	ハーンメは	舌囲 じ読
で内容を認識している。		A ===== = == · · · · · · · · · · · · · ·		- 44 / 1 / 41	
□ 11 審査は支援金事務局の判断に	よるため、松本商工	会議所の事前確認	ま支援金(り給付を約5	束もので
ないこと。					
□ 12. 以上について代表者本人が研	፪認し、支援金申請 <i>の</i>	ための事前確認事	務を依頼	します。	
令和4年 月 日 代表者	音署名(自署)				
<松本商工会議所 使用欄 : 手順 ①一次码	#靭(巫什孝)→ ②TOA	S百砕羽耂→ の声≒	↑ 724 = 137 <i>2</i> 13 + 24 + 24	(四仕孝) >	
			11 推心豆)	マツロノ	
会員 □ 会 、□ 特	受付	TOAS再	登録日	令和4年	月 日
					月 日

/// /A = 4:1 // - 1 = B/48/\